

H30後期 高所作業車運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <http://www.kyousyu.org> —
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F34 号室 TEL 03-3254-8404

(初版 H30.8.2 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、作業床が10m以上に達する(*注参照)高所作業車の運転は、高所作業車運転技能講習を修了した者でなければ、従事しては行けない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 305 号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

*注 作業床 10m 未満の高所作業車の運転は「高所作業車運転業務特別教育」の受講が必要です。

(埼玉局登録第 305 号 教習機関登録更新予定日：平成 31 年 3 月 30 日)

1. 日程、定員など

実施回	第1回	第2回
日程	11月	平成31年2月
	A 29～30日	A 4～5日
	B 28～30日	B 1・4～5日
	C 28～30日	C 1・4～5日
開催	熊谷教習所	熊谷教習所
場所	20名	20名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	36,000 (34,560+1,440)	①移動式クレーン運転士免許 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了
B	3日	38,160 (36,720+1,440)	①建設機械施工技術検定 ②普通、準中型、中型、大型、大特自動車運転免許所持 ③フォークリフト、車両系建設機械、ショベル、不整地運搬車 いずれかの技能講習修了
C	3日	40,320 (38,880+1,440)	通常コース(普通自動車免許未所持)

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

4. 講習科目、時間割 ※Bコースの1日目の講習は、午前中で終わります。

講習科目				時間割例	講習時間	講師の氏名			
コース (科目免除)	C	B	A						
運転に必要な一般的事項 に関する知識	○	○	/	10m	8:45～10:55	2時間	野田 恵 強瀬 昇 原田 一男		
	○	○			11:00～15:10			3時間	柿沼 勇一 強瀬 昇
作業に関する装置の構造 取扱方法知識	○	○	○	20m	8:45～15:00	5時間	安川 基行 強瀬 昇		
関係法令	○	○	○		15:10～16:10			1時間	野田 恵 強瀬 昇 原田 一男
学科試験	○	○	○		16:20～17:20			1時間	/
作業装置の操作	○	○	○	30m	8:45～16:00	6時間	柿沼 勇一 強瀬 昇		
	○	○	○		16:05～17:05			1時間	/

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。

ご了承の程、お願い申し上げます。

5. 申込方法

当協会 WEB サイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、FAX (048-533-8401)にてお申込みください。受講申込書を郵送いたします。FAX 送信ができない場合など、お電話でも受け付けいたします。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)を貼付の上、返送して下さい。

なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。

*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

*注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

・当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会が受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)

・20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。

詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月前までにご連絡下さい)

高所作業車運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	受講の免除を受けることができる者	免除科目
A	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な 一般的事項に関する知識
B	<p>一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施行技術検定に合格した者</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、又は、普通自動車免許を有する者</p> <p>三 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>	原動機に関する知識
C	通常の受講	免除なし

※各種自動車運転免許を有する者については、上位資格として位置づけられている、
 道路交通法 第84条4項(第二種免許)の保持者も含まれます。